

四日市市告示第41号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市楠福社会館の指定管理者を次のように定める。

平成31年2月1日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定日 平成31年1月31日
- 2 公の施設名 四日市市楠福社会館
- 3 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名称 楠町商工会
 - (2) 所在地 四日市市楠町南五味塚60番地
- 4 指定期間 平成31年4月1日 から 平成36年3月31日

(市民文化部市民生活課)